

関東エアロビック協議会（KAC）

規 約

（名称及び事務所）

第1条 この協議会は、関東エアロビック協議会と称し、事務所を会長宅に置く。
英語表記は Kanto Aerobic Council（KAC）と表す。

（構成）

第2条 関東エアロビック協議会は、次の1都8県連盟で構成する。

（五十音順）

茨城県エアロビック連盟 / 神奈川県エアロビック連盟 / 群馬県エアロビック連盟
埼玉県エアロビック連盟 / 千葉県エアロビック連盟 / NPO 東京都エアロビック連盟
栃木県エアロビック連盟 / 新潟県エアロビック連盟 / 山梨県エアロビック連盟

（目的）

第3条 この協議会は、1都8県連盟のエアロビックの普及・振興を図ることを目的とする。

2 この協議会は、1都8県連盟が協力して運営にあたる。

（事業）

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）関東選手権大会や交流大会の開催
- （2）全国大会への選手選出と派遣
- （3）各種講習会等の開催
- （4）その他協議会の目的達成に必要な事業

（組織）

第5条 この協議会は、1都8県連盟の各代表をもって組織する。

2 各1都8県連盟の代表は1名とし、代表者はこの協議会の理事とする。

3 この協議会の事務を整理するために事務局を置く。

4 事務局に事務局長を置く。事務局長は、事務局の事務を掌理し、その処理にあたる。

（役員）

第6条 この協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）理事・事務局長 1名
- （4）理事 若干名
- （5）監事 1名

（役員任期等）

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

（役員選出）

第8条 役員は、理事会において第5条の代表者の互選により選出する。

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3 また、前項以外にも必要に応じて役員を依頼することができる。

(役員の仕事)

第9条 会長はこの協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行・分掌する。
- 4 事務局長は、会務を行う。
- 5 監事は、本会の会計監査を行う。

(総会)

第10条 第6条の役員をもって毎年1回会長が招集する。

(総会の定足数)

第11条 総会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。

なお、欠席者は、委任状をもって出席したものとみなす。

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画、収支予算についての事項
- (2) 事業報告、収支決算についての事項
- (3) その他の重要事項

(会議)

第13条 この協議会の会議は理事会とし、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が行う。但し、会長欠席時は副会長が議長を務める。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決定する。
- 4 1都8県連盟の各代表者の欠席時は、代理人が出席することができる。

(専門部会)

第14条 本会の第4条に掲げる事業について、専門的な事項の実践活動及び推進を図る目的で専門部会を置く。

- 2 専門部会の設置及び運営については、別に定める。

(経費)

第15条 この協議会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 1都8県各連盟の分担金
- (2) その他

(会計年度)

第16条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、この協議会の活動に必要な事項は理事会で定める。

附則

1. この規約は、平成29年1月15日から施行する。